

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 二八〇
(同) 二八一

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請
公共測量の終了
土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区の定款の変更認可

(環境生活政策課) 二八二
(用地課) 二八三
(西濃農林事務所) 二八三
(同) 二八六

告 示

岐阜県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考 起 点 の 変 更
県道 足土 助岐線		土岐市泉池ノ上町二丁目 六番地先から 同 市同 町二丁目 一三番地先まで	前	二・八 一四・四	二五・一	
		土岐市泉池ノ上町二丁目 一〇番地先から 同 市同 町二丁目 一三番地先まで	後	二・八 三四・四	四三・八	

岐阜県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十八年四月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は年度の変更の告示年月日)
一般国道	四百七十一号	高山市上宝町岩井戸字沖巾平	同市同町同字養石平	一〇四・二	平成二六・四・二六	平成二六・四・一五

岐阜県告示第三百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は年度の変更の告示年月日)
県道	足土助岐線	土岐市泉池ノ上町二丁目一〇番地先から	同市同町二丁目一三番地先まで	四五・八	平成二六・四・二六	平成二六・四・二六

岐阜県告示第三百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は年度の変更の告示年月日)
一般国道	三三三三号	揖斐郡揖斐川町三輪字上新町九一八番三地先から	同郡同町同字同九一八番二地先まで	五・四	平成二六・四・二六	平成二六・四・一
		揖斐郡揖斐川町三輪字上新町九一八番二地先から	同郡同町同字下地蔵堂四四九番三二地先まで	九・二	平成二六・四・二六	平成二六・四・一

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年四月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人古民芸・手芸品交流会
- 三 代表者の氏名 曾我 正治
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞穂市野田新田四一五三番地八
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者の人達に対して、古民芸・手芸品づくりの講習会、作品の展示、発表会を行うことにより、高齢者の方々が生きがいをもって、社会参加することができる地域社会に寄与することを目的とする。

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 岐阜市
- 二 作業種類 公共測量（基準点測量、水準点測量及び現況測量）
- 三 作業期間 平成二十七年十月十三日から
同 二十八年三月八日まで
- 四 作業地域 岐阜市鷺山中洙地内

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土 地 改 良 区	平成 二六・三六	理事	日 比 義 郎	養老郡養老町沢田 七六三番地
牧田川用水地区			長 井 鐘 一 郎	同 一三五番地
牧田川用水地区			澁 谷 貞 之	桜井四九四番地の一
牧田川用水地区			田 中 郁 夫	同 二八番地
牧田川用水地区			野 村 千 浩	同 八三三番地
牧田川用水地区			川 瀬 芳 廣	同 三四九番地
牧田川用水地区			日 比 健 治	同 五五九番地二
牧田川用水地区			木 村 正 則	同 一三三番地一
牧田川用水地区			安 福 勝	同 橋爪 一一九一番地一
牧田川用水地区			田 中 清	同 中 一七九番地一
牧田川用水地区			日 比 野 富 士 男	同 豊 三二番地一
牧田川用水地区			古 川 充 弘	同 宇田 一四九番地
牧田川用水地区			高 木 裕	同 飯田 一五〇番地一
牧田川用水地区			栗 田 勇 吾	同 不破郡垂井町栗原 一六〇四番地
牧田川用水地区			桐 山 保 廣	同 大垣市上石津町乙坂 四四番地
牧田川用水地区			高 木 松 雄	同 養老郡養老町沢田 七八六番地一
牧田川用水地区			脇 敏 郎	同 竜泉寺 二二七番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規

土地改良区役員の退任及び就任

就任した役員	土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
同				長澤 博	宇田 二八五番地
理事	牧田川用水土地改良区	平成 二六・三・元		酒井 敬	養老郡養老町沢田 四一番地
同				高木 達雄	沢田 七八三番地一
同				澁谷 雅之	桜井 四九番地
同				大橋 秋夫	上方 四三〇番地
同				西脇 敏郎	竜泉寺 二二七番地
同				野村 千浩	石畑 八三三番地一
同				日比 健治	押越 五五九番地二
同				中山 光義	橋爪 一一五三番地一
同				村上 敏彦	橋爪 一一六二番地二
同				田中 清	中 一七九番地一
同				日比野 守	豊 二一番地三
同				長澤 博	宇田 二八五番地
同				佐藤 辰夫	飯田 一五八番地
同				栗田 勇吾	不破郡垂井町栗原 一六〇四番地
同				清水 恭一	大垣市上石津町牧田三八一四番地一
監事				酒井 健一	養老郡養老町沢田 一三〇番地一
同				細川 保	柏尾 五七六番地
同				久保山 正貴	橋爪 二四九番地一
同				森川 鐘二	宇田 五〇七番地

定により公示する。

平成二十八年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

退任した役員	土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
理事	養老町小坪土地改良区	平成 二六・三・三		山田 常夫	養老郡養老町大巻 五四六三番地八
同				山田 治明	同 五五二一番地
同				伊藤 衛	海津市南濃町駒野 八六三番地三
同				方野 政俊	同 五四七三番地
同				水谷 芳隆	同 五六六七番地一
同				加藤 信夫	同 五四六五番地二
同				高木 和彦	海津市南濃町奥条 八四番地一
監事				加藤 弘美	養老郡養老町大巻 二二五七番地
同				七里 薫	同 大巻 五五六一番地二
同				山田 義男	海津市南濃町羽沢 一六三七番地
就任した役員 <th>土地改良区名</th> <th>年月日</th> <th>役名</th> <th>氏名</th> <th>住 所</th>	土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
理事	養老町小坪土地改良区	平成 二六・四・一		七里 栄	養老郡養老町大巻 五五二一番地
同				山田 治明	同 大巻 五五二一番地
同				伊藤 衛	海津市南濃町駒野 八六三番地三
同				加藤 信夫	養老郡養老町大巻 五四六五番地二
同				伊藤 信克	同 大巻 五八二〇番地一
同				山田 誠	同 大巻 五四七〇番地
同				高木 和彦	海津市南濃町奥条 八四番地一

監事 七里 薫 養老郡養老町大巻 五五六一番地二
 同 方野 政俊 同 大巻 五四七三番地
 同 山田 義男 海津市南濃町羽沢 一六三七番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	地名	年月日	役名	氏名	住 所
養老町高良区	平成一六・三・三三		理事	野村 永一	養老郡養老町高田 四〇九番地
同			同	小野 長榮	高田 一〇二七番地三
同			同	小野 正光	高田 五五五番地
同			同	森川 守夫	高田 八二一番地一
同			同	野村 正美	押越 六三一番地一
同			同	中村 昇	高田 五七〇番地一
同			同	藤井 好夫	高田 五二二番地二
同			同	吉田 悟	高田 五二八番地二
同			同	川瀬 幸男	高田 一〇三三番地一
同			同	川瀬 敏博	高田 一〇九六番地
同			同	上田 均	高田 一〇八一番地
同			同	平井 金吾	烏江 一三三二番地一
同			同	西脇 逸雄	西岩道 七六番地

就任した役員

土地改良区	地名	年月日	役名	氏名	住 所
養老町高良区	平成一六・四・一		理事	野村 永一	養老郡養老町高田 四〇九番地
同			同	小野 長榮	高田 一〇二七番地三
同			同	小野 正光	高田 五五五番地
同			同	森川 守夫	高田 八二一番地一
同			同	野村 正美	押越 六三一番地一
同			同	中村 利典	高田 五九六番地二
同			同	中川 実雄	高田 六二〇番地
同			同	吉田 悟	高田 五二八番地二
同			同	川瀬 幸男	高田 一〇三三番地一
同			同	川瀬 敏博	高田 一〇九六番地
同			同	川瀬 征之	高田 一四六番地一
同			同	平井 金吾	烏江 一三三二番地一
同			同	川瀬 正夫	上之郷 二五六番地
同			同	高木 正夫	烏江 九二三番地二
同			同	中村 芳一	高田 三八一番地四
同			同	宮戸 功男	岩道 二二〇番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

栗原土地改良区 平成二八・四・二六

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
養老町河北土地改良区	平成二八・四・二六

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
室原土地改良区	平成二八・四・二六

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
多芸東部土地改良区	平成二八・四・二六

平成二十八年四月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社